

2025年2月26日（水）13:00
愛知県特定家畜伝染病防疫部会
農業水産局畜産課家畜防疫対策室
家畜衛生グループ
担 当 草野、吉岡
内 線 3703、3704
ダイヤル 052-954-6424

愛知県の家きん農場で確認された高病原性鳥インフルエンザ に係る搬出制限区域の解除について

2025年1月2日（木）から1月31日（金）に半田市、常滑市、阿久比町の家きん農場で確認された高病原性鳥インフルエンザ（1例目から8例目及び10例目から13例目）について、「清浄性確認検査」及び「搬出制限区域解除検査」*を行い、区域内の農場に異常がないことが確認できたため、国と協議し、2月26日（水）午後2時をもって搬出制限区域（3～10km圏内の区域）を解除することとなりましたので、お知らせします。

1 搬出制限区域解除の経緯等

- (1) 本県13例目の防疫措置完了（2月15日（土））後、10日が経過した本日（2月26日（水））に、1例目から8例目及び10例目から13例目に係る移動制限区域及び搬出制限区域内の農場を対象に清浄性確認検査及び搬出制限区域解除検査を実施したところ、全ての農場で高病原性鳥インフルエンザの陰性が確認されました。
- (2) このことを踏まえ、国と協議した結果、2月26日（水）午後2時をもって1例目から8例目及び10例目から13例目に係る搬出制限区域を解除します（解除する範囲は別紙参照）。

※ 清浄性確認検査：移動制限区域内で家きんを100羽以上飼養している農場を対象に実施する臨床検査

搬出制限区域解除検査：搬出制限区域内で家きんを100羽以上飼養している農場を対象に実施する臨床検査

2 その他

- (1) 本県13例目（同一の制限区域として扱う1例目から8例目及び10例目から13例目の発生農場の中で最後に防疫措置が完了した農場）の防疫措置完了後、21日が経過する3月9日（日）午前0時に、国と協議の上、移動制限区域（3km圏内の区域）を解除する予定です。
- (2) 本県13例目の防疫措置完了後、28日が経過する3月16日（日）に監視強化区域（移動制限及び搬出制限を解除した後の10km圏内の区域で、生きた家きん、卵等について、持ち出し制限はないが、監視を強化する区域）解除検査を実施し、全ての農場で陰性が確認された場合、国と協議の上、監視強化区域を解除する予定です。
- (3) 1例目から8例目及び10例目から13例目に係る搬出制限区域の解除に伴い、2月26日（水）午後2時から消毒ポイント5か所（あいち健康の森公園、半田市北部墓地、JA あいち知多常滑南部集荷センター、愛知県衣浦港務所、JA あいち知多旧岡田集出荷場）を廃止します。消毒ポイントの変更については、愛知県畜産課 Web ページを参照ください。

畜産課 Web ページ：

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chikusan/chikusan-hpai.html>

1例目から8例目及び10例目から13例目の 移動制限区域及び搬出制限区域



- : 移動制限区域 (発生農場から半径3km円)
- - - : 搬出制限が解除される区域 (発生農場から半径3~10km円)